

表14 休暇制度

休暇名	付与日数	概要
年次有給休暇	1年に20日	翌年度に限り20日を限度に繰越が可能です。
病気休暇	連続する90日を超えない期間（公務上の負傷はこの限りではない）	傷病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむをえないと認められた場合の休暇です。
特別休暇	休暇の種類により期間が決められています。	公民権行使等休暇、ボランティア休暇、骨髄移植休暇、産前産後休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児時間、夏季休暇、慶弔休暇（結婚、親族の死亡）などがあります。
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合の休暇です。（無給）

職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、心身の故障、刑事事件での訴訟など職務が十分に果たせない場合などについて公務能率の維持を目的に行う処分、懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を図るために行う処分です。平成27年度の状況は表15のとおりです。

表15 職員の分限、懲戒処分の状況(平成27年度)

分限処分者数				懲戒処分者数					
降任	免職	休職	計	訓告	戒告	減給	停職	免職	計
-	-	-	0	-	-	-	-	-	0

服務規律保持のための取り組み状況

町民の不信を招くことのないよう倫理保持及び交通安全などについて職員通知「庁達」により注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

職員研修

職員研修については毎年研修計画を定め、国や北海道、管内町村会主催の研修への参加をはじめ、効果的・効率的な研修の実施に努めています。平成27年度の参加状況については表16のとおりです。

表16 職員研修の参加状況(平成27年度)

区分	内容	参加者数
一般研修	管内町村会主催の一般職員、監督者研修など	11人
特別研修	自治大学校、北海道自治政策研修センター、市町村職員中央研修所などの主催研修など	1人
指定研修	道外研修及び他団体主催の講演、接遇研修など	0人
単独研修	町主催の職員研修など	0人
計		12人

職員の福祉及び利益の保護について

■ 共済制度の概要

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ①短期給付事業 病気やけが、出産、死亡、休業、災害等への給付
- ②長期給付事業 退職後の年金等の給付
- ③福祉事業 保健、貯金、貸付、物資購入事業など

■ 職員厚生事業

職員の福利厚生事業については、置戸町役場職員互助会に委任し、実施しています。本年度交付金の額は30万円で職員一人当たり約2,600円の交付となっています。

特別職などの給料

町長、副町長、教育長の給料は表17のとおりです。

表17 特別職の給料

区分	月額(削減前)	期末手当		
		6月	12月	計
町長	700,000円 (875,000円)	2.00ヶ月	2.15ヶ月	4.15ヶ月
副町長	590,000円 (690,000円)	2.00ヶ月	2.15ヶ月	4.15ヶ月
教育長	545,000円 (600,000円)	2.00ヶ月	2.15ヶ月	4.15ヶ月

平成32年6月まで特別職の給料月額を20%～10%削減しています。